

宮津市公報

平成28年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

―― 条 例 ――

20 宮津市議会基本条例の一部を改正する条例	1
------------------------	---

―― 規 則 ――

13 宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則	1
------------------------------	---

―― 告 示 ――

85 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会）	1
86 平成28年度における国土調査（地籍調査）の実施	2
87 宮津市議会定例会の招集	2
88 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）	2
89 宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱	3
90 宮津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱	3

―― 公 告 ――

20 公示送達	4
21 宮津市営住宅等の入居者の公募	4
22 農用地利用集積計画の縦覧	5
23 平成27年度情報公開制度の運用状況	5
24 平成27年度個人情報保護制度の運用状況	5

―― 教 育 委 員 会 ――

《告 示》

8 宮津市教育委員会定例会の招集	6
9 宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱	6

―― 選 挙 管 理 委 員 会 ――

《告 示》

6 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	8
7 平成27年度選挙人名簿抄本閲覧状況	8
8 平成27年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況	8

―― 監 査 委 員 ――

《監査公表》

80 定期監査結果の公表	9
--------------	---

―― 農 業 委 員 会 ――

《告 示》

7 宮津市農業委員会総会の招集	11
-----------------	----

条 例

宮津市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 5 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第20号

宮津市議会基本条例の一部を改正する条例

宮津市議会基本条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項を次のように改める。

- 4 議会は、請願（陳情又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを含む。）の審議において必要があると認める場合は、その請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。
第 8 条第 3 号を次のように改める。

(3) 市長等は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第13号

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

宮津市予防接種事故災害補償規則（平成25年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中

「		「			
	43,100,000円		43,400,000円		
	43,100,000円		43,400,000円		
	28,698,000円	を	28,899,000円	に改める。	
	21,909,000円		22,062,000円		
	」		」		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に発見した事故に係る災害補償について適用する。

告 示

宮津市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成17年 3 月30日付けで認

可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 梶 恵 隆 明
- 3 変更年月日 平成28年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成28年5月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

----- * * * -----

宮津市告示第86号

平成28年度において、下記のとおり国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

平成28年5月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 事業計画が定められた年月日 平成28年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字江尻の一部
宮津市字難波野の一部
宮津市字須津の一部
- 4 調査期間 平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

----- * * * -----

宮津市告示第87号

平成28年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成28年5月30日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

----- * * * -----

宮津市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 宮 崎 健 治
- 3 変更年月日 平成28年5月8日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成28年5月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

----- * * * -----

宮津市告示第89号

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱（平成25年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「基準額に」を「基準額1に」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯にあっては、次表に定める基準額2の額とする。

第4条の表中

「	「		「		「
基準額		基準額 1		基準額 2	
2,800円	を	2,800円		2,500円	に改める。
1,600円		2,100円		1,800円	
1,500円		2,000円		1,800円	
」		」		」	

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成28年4月1日以後に実施した英語検定について適用する。

----- * * * -----

宮津市告示第90号

宮津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱を次のように定める。

平成28年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談支援等を行う宮津市子育て世代包括支援センター事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 母子保健及び育児に関する相談支援
- (2) 子ども及びその保護者に必要な情報の提供及び助言
- (3) 子ども及びその保護者と各関係機関との連絡調整
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（センターの設置）

第3条 市長は、宮津市子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）を宮津市役所健康福祉部内に設置し、事業を実施する。

（職員の配置）

第4条 センターに、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等の専門職を置く。

（事業の対象者）

第5条 事業の対象者は、本市に住所を有する妊産婦、乳幼児及びその家族等とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（関係機関との連携）

第6条 センターは、事業の実施に当たっては、教育、保育、保健、医療、福祉その他の子育て支援を提供している関係機関及び地域社会等との連携を図り、事業を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第20号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年5月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

<以下揭示済>

----- * * * -----

宮津市公告第21号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成28年5月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	3	3DK
		C棟	42,000円	1	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成28年5月30日(月)から平成28年6月13日(月)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

7 入居時期 平成28年7月13日（予定）

----- * * * -----

宮津市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成28年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成28年5月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成28年5月25日

至 平成28年6月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

----- * * * -----

宮津市公告第23号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、平成27年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成28年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況							取下げ
		開 示			不開示	存否応 答拒否	不存在等	計	
		全部開示	部分開示						
市 長	99	95	69	26	0	0	2	97	2
教育委員会	7	5	3	2	0	0	2	7	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	106	100	72	28	0	0	4	104	2

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成27年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

----- * * * -----

宮津市公告第24号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、平成27年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成28年 6 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況							取下げ
		開 示			不開示	存否応 答拒否	不存在等	計	
		全部開示	部分開示						
市 長	3	3	0	3	0	0	0	3	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	3	0	3	0	0	0	3	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成27年度中の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

教育委員会**《告 示》**

宮津市教育委員会告示第8号

平成28年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成28年 5 月13日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成28年 5 月26日(木) 午前9時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

----- * * * -----

宮津市教育委員会告示第9号

宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年 5 月27日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 就学前から義務教育期間を通した計画的かつ系統的な教育を行う小中一貫教育を推進し、児童生徒の社会を生き抜く力の育成を図るため、宮津市小中一貫教育研究推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、調査、研究及び協議を行う。

- (1) 宮津市小中一貫教育基本方針に関すること。
- (2) 宮津市小中一貫教育推進基本計画に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る学校の組織及び運営に関すること。
- (4) 小中一貫教育に係る教育課程の編成及び指導体制に関すること。
- (5) 小中一貫教育に係る進捗状況の検証に関すること。
- (6) その他小中一貫教育の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼児、園児又は児童生徒の保護者の代表
- (3) 市立幼稚園長の代表
- (4) 私立幼稚園長
- (5) 市立保育所長の代表
- (6) 私立保育所長の代表
- (7) 認定こども園の代表
- (8) 認可外保育施設の代表
- (9) 市立小学校又は中学校の校長又は教頭の代表
- (10) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 協議会の所掌事務に係る特定の事項を調査研究させるため、関係小学校及び中学校の教職員で構成する専門部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、協議会において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育担当課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項及び第30条の 7 第 1 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5 月23日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 縦覧の期間 平成28年 6 月 3 日から 6 月 7 日まで

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の 1

(宮津市役所内)

宮津市選挙管理委員会事務局

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第 7 号

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第 3 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 5 月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第 8 号

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の 4 第 7 項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第 2 号）第 2 条の 2 において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第 3 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 5 月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の 2 第 1 項及び第28条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

監 査 委 員

《公 表》

宮津市監査公表第80号

平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表します。

平成28年 5 月30日

宮津市監査委員 稲 岡 修

宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成27年度定期監査（平成28年 3 月25日宮津市監査公表第79号）

監査の結果	措置の内容（回答）
(1) 契約、文書事務について ① 文書事務について 職員が作成した文書は公文書であり、意思決定の証拠書類であるが、情報公開の対象となる文書であるという認識が希薄であると思われる。決裁日が未記入のものや日付が読めないもの、決裁印等の押印漏れや押印が雑なもの、決裁過程での文言等の不備なものの訂正が行われていないもの、文章等の訂正が行われても訂正者が不明で、決裁後に確認できないなど、公文書として完成度の低い文章が多く見受けられた。 室・係において、書類の点検、確認を確実に行うとともに、上司においては適正な事務処理が行われるよう指導されたい。 ② 印紙について 昨年度指摘の印紙税の軽減措置に係る不適切な事務処理については、おおむね改善が図られたが、中には、軽減措置が適用されない請負契約に軽減措置後の印紙が貼付されたり、消費税額を含んだ契約金額に対する印紙が貼付されているケースが見受けられた。 今後、契約金額を踏まえて印紙の税額等適切な事務処理がされることを期待する。 ③ 契約状況について 随意契約は、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外（地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法）であり、その中でも1者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過	○ 文書事務に係る不適切さについては、ご指摘を受ける中で、文書事務の適正な処理の徹底を、理事者会議や、庶務担当係長会議の開催などを通じて、周知徹底を行ってまいりました。平成28年度においても新年度のスタートの機を捉え、4月早々に、各課等の庶務担当係長会議を開催し、徹底を図ったところで、これまでから、点検項目をリスト化するなど、係長、課長等における文書審査を徹底し、公印承認時の文書施行の際における点検も重ねながら、指導等に努めておりますが、文書事務の適正な処理が全職員に浸透するよう、引き続き、理事者会議における徹底指示のもと、管理職含め職員への周知徹底を重ねてまいります。 ○ 印紙の適切な取扱いを徹底するよう、改めて指導をいたします。 ○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしておりますが、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。

去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

④ 契約書の作成について

契約書については、契約の目的によって基準契約書が示されているところであるが、基準契約書A、Bにおいて、マニュアルでは、表紙部分の契約保証金の欄は「円」であるが、「有・無」と表示し、どちらかを選択しているケースが多数見受けられた。

また、契約保証金が免除となっているにもかかわらず、契約保証金の条項が削除されていないケースも多くあった。

前年度の監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされたところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

(2) 補助金について

各種団体への補助金の交付に当たっては、対象団体の公益上の補助の必要性の有無、補助の有効性などについて、当該団体の決算書、予算書等を精査し、その事業の目的や効果、支出の根拠と積算の妥当性を明確にするとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、地方税機構による法的処分のほか、電話催告や臨戸訪問など収納率向上に努められている。しかしながら、日常業務の優先性や職員体制などから、収納業務への適正な対応が難しい室・係も見受けられるが、横断的に柔軟な協力体制を確保され、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実状を把握した上で、引き続き効果的な対策を積み重ねながら、粘り強く徴収活動を進められたい。

また、口座振替の利用促進に向けての周知に努めるとともに、コンビニ納付等の新たな収納方法の研究を行い、自主納付・納期内納付など収納率の向上に努められたい。

○ 庶務担当係長会議等を通じ、契約事務マニュアルの再度の徹底等も含めた適正な契約事務処理の徹底を図ります。

○ 補助金の交付に当たっては、その財源が税金その他の貴重な原資で賄われていることを再認識し、対象団体への補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めていきます。

○ 滞納整理については、平成19年から庁内に公金収納連絡会議を設置し、費用対効果も念頭に置きながら徴収強化策を検討し、市全体として徴収の強化に取り組んできているところであり、引き続きこの取組を推し進めていくこととしています。

合わせて、コンビニ納付の導入など納付しやすい環境整備の方策を検討し、収納率の向上に努めていきます。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 7 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年 6 月 1 日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成28年 6 月 8 日（水） 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第15号 農地法第 4 条の許可申請に係る意見について

議第16号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について

議第17号 非農地証明について

議第18号 宮津農業振興地域整備計画の変更に係る意見について